

ひとり親家庭の方に

ひとり親家庭等医療費助成制度

◎お問い合わせ
保険医療課保険医療係（③番窓口）☎82-3197（直通）

ひとり親家庭の親（父または母）とお子さんの医療費（保険適用分）の自己負担額を助成します。

■助成対象者

満18歳に達する年度末までのお子さんがある家庭で、次のいずれかに該当する方。

- ・離婚、死別、未婚等により、ひとり親となった家庭のお子さんと扶養している親
- ・両親の死亡、行方不明等の家庭のお子さん
- ・両親のどちらかが重度心身障がい者医療助成制度に該当する家庭のお子さんと父または母

※父または母や扶養義務者の所得制限があります。前年の所得が所得制限の限度額を超えている場合は、受給者証は交付されません。

■助成内容

対象者	助成の範囲	助成の内容	
		市民税非課税世帯	市民税課税世帯
子① 0歳～2歳 (満3歳の誕生日の末日)	・入院 ・通院	親初 自己負担額の全額を助成します。 ただし、初診時一部負担金は除く。	親課 自己負担が 1割負担
子② 子①以外で満18歳に 達した年度末まで			
親 父または母	・入院のみ		

児童扶養手当

◎お問い合わせ
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

「ひとり親世帯」のお子さんの健やかな成長と生活の安定・自立を促すため、お子さんを養育している方に支給します。

なお、所得制限によって、手当の支給が停止する場合があります。

■支給対象者

次のいずれかに該当する方。

- ・18歳以下のお子さんを監護し生計を同じくする父か母
- ・20歳未満で心身に中度以上の障がいがあるお子さんを監護し生計を同じくする父か母
- ・18歳以下のお子さんと同居し、生計を維持し監護・養育している方
- ・公的年金（遺族年金など）を受給していて、年金額が児童扶養手当額より低い方

■支給額 *制度改正により令和6年11月支給分から変更となります。

支給区分	お子さん1人	お子さん2人以上
全額支給	月額 45,500円	1人につき月額 10,750円加算
一部支給	月額 10,740円～45,490円	1人につき月額 5,380円～10,740円加算

■支払月

5月、7月、9月、11月、1月、3月に前月までの2ヵ月分を支給します。

自立支援教育訓練給付金

◎お問い合わせ
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、能力開発を支援します。
市が指定する講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。

■対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座

■支給条件

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていること
- ・教育訓練を受けることが適職につくために必要であること

■支給額

本人が支払った経費の6割相当額（受講する講座により上限額の設定があります）

※雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方は、その支給額を差し引いた金額を支給（その額が12,000円以下の場合、支給対象外）

高等職業訓練促進給付金

◎お問い合わせ
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、養成機関などで1年以上修業する場合などに支給します。

■対象資格

看護師（准看護師）、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、製菓衛生師、調理師等

■支給条件

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていること
- ・養成機関で半年以上の教育課程を修業し、対象の資格取得が見込まれること
- ・仕事か育児と修業の両立が困難であること

■支給額

- ・高等職業訓練促進給付金

※支給期間：上限3年、資格取得のために4年課程の履修が必要となる場合は上限4年（条件付き）

市民税非課税世帯：月額100,000円（養成機関において修業する期間の最後の12月は月額140,000円）

市民税課税世帯：月額70,500円（養成機関において修業する期間の最後の12月は月額110,500円）

- ・修了支援給付金

市民税非課税世帯：50,000円、市民税課税世帯：25,000円

ひとり親家庭等高等学校卒業認定試験合格支援事業

◎お問い合わせ（⑥番窓口）
子育て支援課児童家庭係
☎ 82-3194（直通）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親か、20歳未満の児童が、より条件の良い職に就くため高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、入学料や受講料の一部を支給します。

■対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

■支給条件

- ・児童扶養手当を受給しているか同じ所得水準にあること
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
- ・大学入学資格を取得していないこと

■支給額

・受講開始時給付金：本人が支払った受講費用の4割相当額（上限額があります）

・受講修了時給付金：本人が支払った受講費用の5割相当額（上限額があります）

・合格時給付金：本人が支払った受講費用の1割（上限額があります）

*通信制と通学（通信併用含む）では給付金の上限額が異なります。

*給付金の対象になるか否かの事前相談が必要になりますので事前に子育て支援課までお問合せください。

特定者定期乗車券の割引制度

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

児童扶養手当受給世帯に属している人は、**通勤に使う**JRの定期券を3割引きで購入できます。事前に市が発行する定期券の購入証明書が必要です。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、ひとり親家庭の経済的自立の支援を目的とした北海道の貸付制度で、低利子が無利子で借りることができます。

■資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

■申し込み

北海道（胆振総合振興局社会福祉課）が貸付申請先となりますが、事前に伊達市の母子・父子自立支援員にお問い合わせ下さい。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

就職・転職など自立に向けて意欲的に取り組んでいる方を対象に家賃の一部を貸し付けます。

■対象者

- ・児童扶養手当を受給しているか、同じ所得水準にあること
- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる母子父子自立支援プログラムの策定を受けている方

■貸付額及び貸付期間

- ・入居している住宅の家賃の実費（上限40,000円）を12ヵ月の範囲内で貸付
- ※1年以内に就職・転職し、1年間継続して就業した場合には、貸付金の返還が免除されます。

■申し込み

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

☎ 0143-83-7047 FAX 0143-83-7048

伊達はまなす会（旧伊達市母子寡婦福祉会）

◎お問い合わせ

伊達はまなす会 会長 藤本恭子

☎ 23-2035

☎ 090-9752-7554

母子・父子家庭及び寡婦の方を対象に、交流を通して相互に支えあう活動を行っています。

■対象となる方

母子家庭、父子家庭、寡婦

■年会費

1家庭 1,000円

■活動・イベント内容

- ・無料学習塾（小4～中3対象）毎月第2・第4土曜日 午前10時～12時
- ・小学校、中学校入学時にお祝い金贈呈
- ・新1年生に文房具贈呈
- ・レクリエーション、クリスマス会、新年会
- ・高校生に給付型奨学金の制度あり
- ・各種研修会参加
- ・個人託児利用料の助成

所得税、住民税、扶養の控除

◎お問い合わせ
税務課市民税係（⑫番窓口） ☎82-3146（直通）

母子世帯、父子世帯の方は、所得税や市・道民税の所得控除（寡婦控除・ひとり親控除）が追加でき、税額が少なくなる場合があるほか、市・道民税が非課税となる基準額が引き上げられます。

寡婦控除・ひとり親控除は、お勤め先で年末調整を行うか、ご自身で確定申告を行う必要があります。

なお、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は、控除の対象となりませんのでご注意ください。

■寡婦控除・ひとり親控除

[所得控除額] 所得税27万円（ひとり親 35万円）
住民税26万円（ひとり親 30万円）

判定基準	寡 婦		ひとり親
	(1)	(2)	
配偶者について	夫と離婚した後 婚姻していない人	夫と死別した後 婚姻していない人 夫の生死の明らかでない人	婚姻歴の有無や 性別を問わない
合計所得金額	500万円以下		500万円以下
扶養・生計の状態	扶養親族有り（※）	（規定なし）	生計を一にする子 有り（※）

※ 総所得金額が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

■市・道民税の非課税基準

判定基準	所得額	給与収入のみ	公的年金収入のみ	
			65歳未満	65歳以上
	135万円以下	204万4千円未満	216万6千円以下	245万円以下

※ 所得額とは給与（公的年金）収入から給与所得控除（公的年金等控除）を差引いた額です。給与と年金両方を受け取っている場合や、それ以外（営業収入等）の収入がある場合は、お問い合わせ先にご相談ください。

【扶養控除の申告をしましょう！】

- 年末時点で16歳以上（合計所得金額が48万円以下で同一生計の親族、里子）の扶養親族がいた場合、扶養控除の申告をすると所得控除を受けることができ、税法上有利になります。
- 16歳未満は税法上の扶養控除の対象にはなりません。住民税、児童扶養手当、ひとり親医療等の扶養親族数に該当し扶養人数によって所得制限も変わるため、受給対象となったり手当額が変わる場合があります。